

VFM (Value For Money) に関するガイドライン

現 行	改 正 案
VFM (Value For Money) に関するガイドライン	VFM (Value For Money) に関するガイドライン
一 VFM評価の基本的な考え方	一 VFM評価の基本的な考え方
1・2 略	1・2 略
3 VFM評価を行う時点等	3 VFM評価を行う時点等
(1)～(4) 略 (新設)	(1)～(4) 略 <u>(5) 例えば、事務庁舎の整備等のPFI事業のように、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運営業務の内容が定型的な事業であり、過去に同種事業の実績が数多く存在するものについては、事業の企画段階（基本構想又は基本計画時点）においては、類似の前提条件により算出された過去のPFI事業のVFMの実績（以下「参考VFM」という。）や、過去の同種事業における実績値等を用いて算出したVFM（以下「簡易VFM」という。）により客観的な評価が可能であると考えられる。また、特定事業評価の段階においても、参考VFMや簡易VFMにより客観的な評価が可能であると考えられ、精度向上を図る場合においても、予定価格の算出に必要な精度に合わせたPFI事業のLCCの算定によりVFM評価を行うことが適当である。</u>

二～五 略

別表 略

二～五 略

別表 略

附 則

本ガイドラインは、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。